

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年1月7日(2025.1.7)

【公開番号】特開2024-126722(P2024-126722A)

【公開日】令和6年9月20日(2024.9.20)

【年通号数】公開公報(特許)2024-177

【出願番号】特願2023-35297(P2023-35297)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 601C

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前扉を有しており、

リールを有しております、

遊技の進行を制御する第1制御基板を有しており、

所定のモータを制御するモータ基板を有しております、

前扉には、リール表示窓を有しております、

第1制御基板とモータ基板とは、所定のケーブルで接続されており、

前扉が閉鎖しており、第1制御基板とモータ基板とを接続する所定のケーブルにおける第

1制御基板側との接続が解除されている所定の状況にて、リール表示窓を介して当該所定

のケーブルが視認可能であり、

前扉が閉鎖しており、第1制御基板とモータ基板とを接続する所定のケーブルにおけるモ

ータ基板側との接続が解除されている特定の状況にて、リール表示窓を介して当該所定の

ケーブルが視認可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

40

本態様に係る遊技機は、

前扉を有しております、

リールを有しております、

遊技の進行を制御する第1制御基板を有しております、

所定のモータを制御するモータ基板を有しております、

前扉には、リール表示窓を有しております、

第1制御基板とモータ基板とは、所定のケーブルで接続されており、

前扉が閉鎖しており、第1制御基板とモータ基板とを接続する所定のケーブルにおける第

1制御基板側との接続が解除されている所定の状況にて、リール表示窓を介して当該所定

50

のケーブルが視認可能であり、

前扉が閉鎖しており、第1制御基板とモータ基板とを接続する所定のケーブルにおけるモータ基板側との接続が解除されている特定の状況にて、リール表示窓を介して当該所定のケーブルが視認可能である  
ことを特徴とする遊技機である。

10

20

30

40

50